

令和2年第10回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年9月2日（水）午前10時00分から正午
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、 可児 博恭、玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、 樋口 孝男、中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	奥村 松市
事務局	事務局長 高井美樹、課長 杉山尚示、係長 加藤哲利、再任用職員 富賀見昌昭
議案	第47号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第48号 農地法第4条第1項の規程による農地転用許可申請に対する意見について 第49号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農地利用配分計画に対する意見について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和2年第10回 可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で、定足数に達しております。 また、推進委員については、7番奥村松市委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は8名です。 これより令和2年度第10回可児市農業委員会総会を開会します。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 なお、各委員とも発言の際は、必ず挙手のうえ、議席番号と名前を名乗ってから発言を始めてください。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議長において指名することにご異議ございませんか。 【異議なしの声多数あり】
議長	それでは、6番若尾英夫委員、7番可児博恭委員の両名を指名します。

議長 続きまして、日程第2、議案第47号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 説明に先立ち、農地法第3条第1項の許可について説明します。

農地を農地として売買、贈与、賃貸などを行うには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。許可を受けないで行った行為は無効になりますので、あらかじめ、農業委員会の許可を受ける必要があります。

なお、農地の貸し借りなどについては、日程第5、議案第50号で後ほど審議します農業経営基盤促進法に基づき貸し借りをする方法もあります。

それでは、日程第2、議案第47号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転2件です。

受付番号1番は、土田の方と土田の方による売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

土田地内で、譲受人は近隣で耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、広見の方と久々利の方による売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

久々利地内で、譲受人は近隣で耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

いずれも農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えられます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

小林委員 受付番号1番、土田お願いします。

4番の小林が8月28日に現地確認をしました。

譲渡人の土地を買い取り、畑作をされるということです。他の委員とも相談しましたが特別問題はないと思います。

議長 続きまして受付番号2番、久々利お願いします。

奥村(富)委員 11番奥村です。

8月28日に現地確認をしました。

譲渡人の土地を買い取り、耕作をされるということです。他の農業委員と相談したところ問題はないと思いました。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議長 【意見なしの声あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第47号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権

移転申請に対する許可については、当委員会として許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第2、議案第47号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第48号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第48号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

今日は、3件の申請があります。

受付番号1番は、川合の方が、農地転用の許可を求めるもので、川合地内で隣接する宅地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。

周辺農地等への被害防除策ですが、東側に畑がありますが、この畑は申請者所有地であり、本件申請と同時に第三者へ一般個人住宅として所有権移転する農地法第5条許可申請地となっております。それ以外の周辺に農地はありません。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

なお、始末書が出ていまして、これは昭和63年7月20日から、農地法の許可を受けずに一般個人住宅を新築し、使用していたことに対するものです。

受付番号2番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、1棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺には農地はありませんが、被害防除策としましては、コンクリートブロック及びコンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

開発基準協議の対象案件となっていまして、8月4日付けで申請されています。

受付番号3番は、柿田の方が農地転用の許可を求めるもので、柿田地内で隣接する山林を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では2種農地と判断されますが、代替地検討は不要となります。その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック及びU字型側溝を設けることで土砂等の流出を防ぐとしています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1番、川合をお願いします。

大澤委員 2番の大澤から現地確認の報告をします。

今回、譲渡人の屋敷の一部を売却するため公図を取得したところ、屋敷として使用していたところに農地が残っていたことが分かりました。現在建物は建っていませんが、宅地

として使用していたので、今回4条申請をして是正をするというものです。宅地として使用していたということで、始末書も提出されまして、止むを得ないと見てまいりました。

議長 続きまして、受付番号2番、下恵土お願いします。

中村委員 3番委員中村が報告します。

8月28日に現地を確認しました。排水路が道路側溝と資料に記載されていますが、その側溝は道路を挟んで反対側にあります。申請地側には用水のパイプラインが入っていき、そのパイプラインの上を通り越して道路を挟んである側溝に流す形で申請が出ています。土地改良区の役員は同意していますが、実質的に上流側の農地も同じような形で転用が行われた場合には、その側溝では持ちこたえられないことが想定されます。しかし、農業委員の範疇から逸脱する部分もありますので、この農地そのものの転用に関しては影響ないと判断をしました。

議長 続きまして、受付番号3番、柿田お願いします。

栗本委員 12番委員の栗本が現地確認の結果を報告します。

この土地の申請者は、今度できる工業団地で宅地がかかるということで、申請地に移るということで申請されたものです。

先ほど事務局から説明がありましたが、周囲の環境に注意して行うということですので、問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。

議長 只今、2番の案件について地元委員から排水の件で、事務局へ確認がされていると思いますので、事務局がその後、確認したことを報告してもらいたいと思います。

事務局 只今の案件につきましては、現地確認の際に中村委員から話をいただいていますので、開発の担当に伝えました。中村委員が言われたように今回の開発事業に関しては、横断をかけて、反対側の側溝に排水するしか方法がないので、今後のことを委員は言われていましたが、将来開発が次々でできた場合には、その時点で考えていかななくてはならないとのことです。今のところ、どの農地の開発が出てくるかわからないので、開発の申請が出てきた段階で市として指導をしていきます。当然、流量計算も出てくると思いますので、その段階で検討していくと開発の担当から回答をもらっています。

中村委員 現在の申請地は東側の側溝へ流すことで転用事業ができて、後の開発に対しては排水ができないかということが出てくるのであれば、個人的にはどうかと思いますが、そのように市が判断されているのであれば、その判断の中で考えてもらえますと思います。

議長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第48号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第3、議案第48号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、当委員会として許可相当として市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。

今回の申請の内訳は、売買による所有権移転9件、使用貸借権の設定が2件の合計11件です。それでは、各申請の内容を説明します。

受付番号1番は、今渡の方と今渡の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めます。

譲受人は今渡地内で、一般個人住宅の車庫の建築と庭を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、南側に田圃がありますので、コンクリートブロック積を施工することで土砂等の流出を防ぐとしています。

受付番号2番は、名古屋市北区の方と八百津町の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めます。

譲受人は川合地内で、飲食店の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断される農地で、代替地は検討済みで、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

受付番号3番は、川合の方と川合の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めます。

譲受人は川合地内で、隣接する宅地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号4番は、川合北二丁目の方と川合の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めます。

使用借人は川合北二丁目地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号5番は、次回へ見送りとなっています。

受付番号6番は、関市の方外2名と土田の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めます。

譲受人は土田地内で、電気工事業駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺に農地はありません。

受付番号7番は、坂戸の方と徳野南の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は坂戸地内で、貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック及びフェンスを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

開発基準協議は、8月21日付けで受付されています。

受付番号8番は、今の方と土田の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は今地内で、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では、1種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号9番は、多治見市の方と瀬田の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は石森地内で、隣接する雑種地を一体利用して、林業資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺に農地はありません。北側は登記地目では田ですが、現況は国交省所有の道路敷となっています。

この申請地は、令和2年7月21日付けで農振除外済みとなっています。

受付番号10番は、石森の方と各務原市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は石森地内で、7棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

この申請地は、令和2年7月21日付けで農振除外済みとなっています。

開発基準協議は、令和元年11月6日付けで申請がでています。

受付番号11番は、中恵土の方と広見の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は中恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺に農地はありません。

この申請地と次の受付番号12番は隣接しており、譲渡人と譲受人は同一です。

受付番号12番は、中恵土の方と広見の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

譲受人は中恵土地内で、管工業資材置場を整備するとのことでした。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

農地等への被害防除策としましては、境界に小堤を設けることで土砂等の流出を防ぐとのことでした。

今の受付番号11番と12番の案件ですが、この2件は隣り合わせで、今回は別案件でそれぞれ申請されていますが、まとめて1件で申請できますことを報告させていただきます。

議長

只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番について、今渡をお願いします。

熊澤委員

受付番号1番について、推進委員1番の熊澤が現地確認の結果を報告します。

今、事務局から説明がありましたように、南側に田圃があります。申請地は、今、休耕田として水が張ってありまして、きちんと管理された農地です。そこを近くの理容店が車庫と庭を造るということです。排水に関しては地下浸透で、譲渡人が南側の田圃で稲作をされていますが、この田圃へ土砂等の流出しないようブロック積みで管理されるとういことです。給水排水については、土地改良区と水路管理者の同意がされているので問題ないと思います。

東側はブロックで擁壁を造り、西側は住宅地で、北側の市道から進入すると申請が出ています。現状を見ましたが、特に問題ないと思います。

議長

受付番号2番、3番、4番について、川合をお願いします。

大澤委員

2番の大澤が、現地確認の報告をさせていただきます。

受付番号2番は、隣が店でありまして、今回その駐車場にしたいということです。譲渡人は、名古屋市在住の方で3年位前までは、川合の方が借りて作っていましたが、その方も高齢になって、もう作ることができないということで、3年位前から作付けがされていなくて、草がかなり生えていた現地でした。田圃をやりなさいと川合で言う訳にもいきませんので、今回、店の方が名古屋の方から購入して駐車場にするということです、いいと思います。

受付番号3番は、これは、先ほどの4条の受付番号1番の隣の土地です。今回住宅用地として売渡しをするということで、面積74㎡で既に宅地となっている土地と一体でお売りになるということです。ここは、第1種住居地域ということで、住宅を造るところです。申請地の南側の道路には上下水道が通ってしまっていて、道路には側溝があります。そうしたことで、特に他の人に迷惑がかかることもありませんので、問題はないと思います。

受付番号4番は、ここも第1種住居地域で、川合北部土地区画整理事業がなされたところで、この土地は上下水道が完備されてしまっていて、家を造られるについて特に問題ないと思います。

議長

受付番号6番について、土田をお願いします。

小林委員

4番の小林が現地確認の結果を報告します。

現況は防草シートが敷かれ、周りに農地は一切ありません。ですから、ここを駐車場として利用することは、問題ないと思います。ただし、地図上道路のような形が記されている

議 長
若尾委員

ますが、これは私有地で、それぞれ地主さんがいますので、駐車場として利用するためには各地主さんの了解を得ることが必要だと思われま

す。受付番号7番について、坂戸お願いします。

受付番号7番について、6番委員若尾が説明します。

地元の者として述べさせていただきます。

資料をみていただいたとおり、県道から北に入った可児川近くの静かな坂戸に残った農園地帯です。

この土地は譲渡人が、前所有者から頼まれて買った土地らしいけれども、平成28年、私が自治会長になったばかりのときの4月に、譲渡人が私のところに来られて土地を全部整理したいから分譲住宅として申請すると言われました。私も坂戸の人も分譲住宅とばかりと思っていました。この辺の土地は農地以外にあまり利用ができない場所でもあります。住宅地ならば、静かでいいでしょうが、大型トラック駐車場では、少し問題です。他に広い道路へ出られる土地はいくらでもあると思いますが、まず道路が狭すぎます。

市道7151号線と市道7003号線がありますが、私たち地元から言えば、50年前の耕地整理以来農道です。当然水道も下水も通っていません。南から入る道路は市道7152号線ですが、今は撤退しているスーパーマーケットがかつて進出したとき、そしてパチンコ店が進出したときに少しずつ拡張され広がっています。しかし、東に水路があるためそれほど広がっていません。あと西から入る市道7003号線は、この間まで普通車がいつぱいの道幅でしたが、ホームセンターの迂回路としてまちづくり委員会がホームセンターへ要望して広がった道です。地元の運輸会社は、これ幸いと奥の方まで進んで駐車場を造っていますが、運輸会社は地元の自治会員で何とも言えないのですが、広がったといえ、10トントラックです。そんな大きなトラックが行きかう所に車を止めて農作業なんかしてられません。この辺りは地元営農組合の管理田ばかりです。近所の人に聞きますと、現在でもこの運輸会社のトラックで夜中結構やかましいそうです。周りの民家は騒音でかなり迷惑しているそうです。

この土地のコの字型のところにちょっとした空き地がありますが、この土地に地主が家を建てる計画で、ここだけ自分で持っています。その家の周りが駐車場では、あまりにも気の毒です。

また、この建築図面を見ますと、駐車場は砂利舗装と書いてありますので、かなりの埃が予想されます。また、営農組合の管理田が2面、割り田となっていて、その西側が営農組合の管理地です。図面には排水路がVPφ200と書いてあります。埋設の長さはそれぞれ16mと47mあり、詰まったら掃除が困難です。パイプでの排水は無理です。開渠にさせていただく必要があります。

また周りの状況ですけれども、市道からの進入路の三差路は狭いため、今の道路では左折はちょっと無理な状態です。まず、左折する場合は、対向車が来ないのを待って、右に振ってから左に曲がらないとできません。今渡からの車も結構多いです。大変渋滞が予想されます。危険です。結構事故もあると聞いています。高校生も多く自転車で通ります。駐車場という前例ができれば、また他の駐車場ができる可能性があります。今、坂戸の農業用水は可児川からのポンプアップで全てを賄っています。年間の電気代が40万円程度か

かります。農地が減っていけば、農家の負担もだんだん大きくなってきます。一般基準判定の表では、隣地所有者の同意済みとありますが、1名のみ簡単な説明があっただけのようです。

土地改良区の同意、また農業用排水への影響なしと書いてありますが、この排水路へ雨水を流せば、横断する道路の土管が小さいために、U字溝が小さい、またその上の法面が土だけでできているため絶対に壊れます。別のパチンコ店の進出による開発のときに大変問題になりました。直接川に流すのが当然です。簡単に埋めることができる駐車場を造って、この先に何にされるかわかりません。貸し手と借り手と役所が了承されたら、止めることは難しいかもしれませんが、坂戸の要望としては、この道は農道ですが、実質上先に進出したパチンコ店とホームセンターの迂回路となっています。10トントラックがこの狭い道を通ったら農作業に支障があり困ります。坂戸をトラックターミナルにする訳にはいきません。農業がやりやすい環境を維持すること、また近くの住民が今まで通り静かに暮らすためにも、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、受付番号8番について、今お願いします。

委員 受付番号8番について、8番委員玉木が報告します。

現地を確認しまして、使用借人は息子さんで、父の後を継いで農業をすることを前提に農家住宅を建築したいということです。近所は排水とか下水も整備されていまして問題はないと思われます。

議長 受付番号9番と10番について、石森お願いします。

委員 12番委員栗本が現地確認の報告をします。

受付番号9番です。コの字型になって真ん中が抜けていたんですが、2、3年前に現状の形になったとき、なぜここだけとって思っていたんですが、今回申請が出てきました。こんな真ん中では農業を非常にやりにくいでしょうし、今、耕作はされていません。問題はないと思います。

続きまして受付番号10番です。

ここは名鉄線の北側で、5、6年前には庭木を作られていましたが、2、3年前に切られて、今は防草シートが貼られて、何も作られていない状態です。

ここを耕作しろというのは、土壌の状態をみると酷な状況です。環境に注意してやるということです。問題はないと思います。皆さんご審議をお願いします。

議長 受付番号11番と12番について、中恵土お願いします。

委員 推進委員9番三宅が、現地確認の報告をします。

受付番号11番は、一般個人住宅ができるということで隣接地に田畑はなく、排水は浄化槽を通してから、北側水路へ排水するというので農業用水路への影響はないと考えます。

受付番号12番ですが、今の案件の隣に管工業の資材置場を整備するというので、露天で管理され、環境的には現状とさほど差がないということで、問題ないと思います。上下水道は必要としないことと、雨水は自然浸透ということで、問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 只今、地元委員から説明がありました中で、受付番号7番の坂戸の案件で地元委員から

の意見として隣地所有者の説明が簡単なものであったとか、土地改良区の同意とか水路管理者の排水の同意で排水のパイが小さい、あるいは地元住民からのちょっとした反対意見があったとかを述べられたと思いますが、事務局の見解としてはいかがでしょうか。説明できるところだけでいいのでお願いします。

事務局 この案件につきましては、当初は分譲地ということで申請が出ていましたが、取り下げをされて今回申請されたものです。ここは6,922㎡となっていて、開発の事前協議の対象となっています。このことから農業委員会だけでなく、環境課、開発部局、建設部局とかいったところに関係してきます。特に排水のことを気にされていましたが、担当部局が適切に排水できるか確認をしながら計算式に基づいて算出し、判断します。あとは近隣の住民の意見もあるということですので、建築指導課に報告させていただきます。総合的に検証し適切であれば、開発協定の締結となります。

若尾委員 この件につきましては、現地確認に同行させていただきました。それで一つにはあまりにも規模が大きいと言えます。坪でいいますと2,100坪ほどです。それから、もともとは、先ほど話がありましたけれども、分譲住宅を予定していたが、調整池を造らなくてはいけない。それに結構経費がかかるということで、断念して今回駐車場としたと聞いています。ですが、ここはですね、やはり可児市内でも残された一等地でないかと思うのです。そこに、こういうような大型トラック駐車場を造るとするのは、まちづくりの観点からしても大変デメリットでないかと。市がどのようなまちづくりをしていこうとしているのか、その辺のところの姿勢が見られない。やはり最近可児市はいろいろな面で、美濃加茂市と比べて相当遅れている、活性化がなされていない。最後の砦でないかと思うので、簡単にこういうようなトラックの駐車場を認めるということはやめた方がいいのではないかと。先ほど運輸会社の話をしましたが、あそこへ行っていただくとわかると思うのですが、運輸会社そのものがちょっと突飛な建物で、周りにトラックが止めてあって、あの辺の風景と馴染まないようなところですよ。それと同じようなものができることはよろしくないなと思うので、私の個人的な感じからすれば、これは認められないなと思います。

議長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 2番委員大澤ですが、事務局にお尋ねいたします。開発協議は終わっているのですか、いないのですか、これからするのですか。

事務局 現在協議中となっています。

大澤委員 それであれば、地元委員が心配してみえた道の問題では、道を拡幅しなさいとか、排水についてはこういうふう大きくしなさいとかそういうのが出て来ると思うのですが、そういうのを見て、そこまでやられるのであれば止むを得ないと検討するのか、あくまでだめだということか分からないのですが。今日どのようにされるのかわからない中で、いいですよということは難しいと思うのですが。

事務局 先日の現地確認の際にも、委員に申し上げましたが、開発の申請が上がってきているので、これから協議を進めていくところです。まだ現状としては、各部署への意見聴取をこれからされるということで、それぞれの担当部署も、まだ図面とかも見ていない状態です。これから建築指導課の開発が窓口になって、市役所内の各部署の取り纏めをしていく段階になっていく訳なんです、今日の委員さんからのご意見は、全て開発の担当に意見

として伝えます。現地でもお願いしたのですが、地元の方々の要望は、地元の方から出していただかないと届きません。建築指導課に現地確認の際にこういう意見が出ましたよと大まかな話はしましたが、実をいうと、今の段階で自治会の同意が得られているという情報がありました。自治会の同意の仕方が、自治会長がOKと言われただけなのか、その辺のところは市では詳細が分からないので、地元は地元で、そういった地元の声や要望を纏めてもらう動きもお願いしたいと思います。市の方におまかせとなると、市の基準で各部署から出てきた「ここはこういうようにしなさい。基準はこうあるからそれに基づいてやるように」ということで通ってしまいますので、地元としての要望は、地元が出していただきたい。本日の農業委員会での農業委員の意見は、全て建築指導課には伝えます。もう一点、ここは農業振興地域なので、農振除外の手続きも宅地造成で出ていますが、その許可では開発協議の許可がありません。また農地転用の許可も開発協議の許可と同時におりることになりますので、農振除外の許可と開発協議の許可がおりるという条件付きで農業委員会から市へ許可相当との進達をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

中村委員 地元の委員さんをはじめいろいろな意見があり、調整する部分が沢山あると思いますので、今回の農業委員会では保留という形でもっていくことはいかがでしょうか。

議長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。

【意見なしの声】

議長 受付番号7番については、今回の総会では保留という形で決議したいと思いますが、事務局どうですか。

事務局 今回の保留の件につきまして、確認をさせていただきたいので、議長、5分位休憩をとっていただけませんか。

議長 それでは、休憩をとります。

【9分間休憩】

議長 それでは、再開します。

今の5条の受付番号7番の案件ですが、先ほど地元委員からご意見がありましたが、本案件を審議する場となっていますので、何らかの回答を出す必要があります。その中で、今、保留という形ができないかと委員からありましたが、事務局からは保留という形はできないと回答がありました。○か×かどちらかということの判断はなかなか難しいような感じがしまして、その間のグレーゾーンの△というのを一つここで提案して作って、一応本日は保留という形にして、保留の意味が来月までの間に建築指導課とか或いはまちづくり条例とか、或いは地元の自治会とか、或いは土地改良区とかそうしたいろいろな方面ともう一度煮詰めていただくという条件を付けて、次回までのうちにもう一度提出していただけたら、もう一遍協議する機会があるのでないかと。まるっきり、×となるとなかなかきちとしたことまで書類的に作ってくることは難しいかもしれませんので、今回はとりあえず今の資料があります。そして来月までにもう一遍、細かな資料を提出して、各自治会とも話し合ったり、市役所の各担当部署と話し合ったりして、ここまで進んだから農業委員会も同意をしていただきたいと、そんなような形ができればもう一遍、その場で審議するという形でどうでしょうか。

大澤委員 いいんですか、保留という形にするのですか。事務局は保留とすることはできないと言

っていますが。

議長 保留はできないということですか。

栗本委員 この一般基準判定で、隣地所有者への説明ですけれども、これは済みとありますが、土地改良をやったときには、減歩をされて工事費も負担をされているので、隣地の人には説明しただけではだめで、同意を取らなくてはだめということを経務局に入れてもらいたいのですが。一方的な説明だけでも済みになってしまう。耕地整理したところは、減歩され工事費も負担されているので、隣近所の人同意がなくてはだめだと思うのですが、説明済みだけでは。今度からできたらそのようにしてもらいたいと思います。事務局にお願いです。

玉木委員 今回のコロナ禍の中、集まって話し合いができないときに、来月までにと言われるとかなり無理があるのではと思いますが。

事務局 農地転用における隣地の方の同意書ということについては、書類上、法的な部分としては必要がないというものになってしまっています。ただし、そういったことをある程度防ぎ、地域の意見をしっかり取り入れるという意味で、可児市においては、まちづくり条例があり地域の方に説明をし、そこで同意を得る、合意を得るということで、農地法上は説明済みという表現で届けることになってはいますが、隣地の方への同意は、建築指導課に出されています報告書においては、説明の上合意を得たと報告が上がっていることを確認しています。そういう中で、まちづくりの話と農地法上の持つ許可については、大所高所の中でこの地域全体をどういうゾーンにするとか、そういったものには当然都市計画を含め、いろいろなものの考え方がありますが、ある程度この地域については、農地の土地利用転換をしやすいゾーンにする。まちづくり全体としてはその区域になっています。その中で、この用途がだめだとか、いいとかいう話は、農地法上の中ではなかなか議論が難しいということで、若尾委員がおっしゃっているような技術的な部分、農地法以外のところで離れたところの入口であったり、道路や水路であったりしたところをしっかりと議論して、しっかりと体制が整うことを前提に開発協定が結ばれることとなりますので、その協定が結ばれば、農地法上の許可を出すという考え方でいきますと、この議論の中で会長のおっしゃる真ん中を取るという形の保留はなく、協定が結ばれ、その協定中に皆さんが言われた事項が反映されていたら許可相当とする条件付きの進達をしていただくという形をお願いしたいと思います。

大澤委員 お聞きしますが、坂戸は、まちづくり条例の中に当てはまって6,922㎡の開発をする場合は、協定を結ばなくてはいけないということですか。

事務局 開発協定を、市と事業者が結ぶということです。

大澤委員 開発協定を結ぶということは、地元の農業関係者、自治会関係者、隣接者と話し合っ、地元がわかりましたのでどうぞ駐車場に使ってくださいということですか。ただ区長がポンと判を押して終わりですか。

事務局 協定は、市と事業者が結ぶものです。事業者はどのような説明を地元にしたか、どのような意見があったのか、それをどのように解決するのかをきちんと確認して協定を結ぶということになります。協定を結ぶプロセスの中で地域の意見が反映されていることとなります。

大澤委員　もう一度お尋ねします。やろうとしている事業者と可児市が開発協定を結ぶだけで、地元の了解をとったといってもって来られたら、市はそれで終わりですか。

事務局長　それが事業説明会を含め、どういった経過でこうなったかを確認していくことになりま
すので、今回既に事業説明はされて隣地の方については合意を得たとか水利組合と合意を
得たということで報告が出ていますが、本日ここで出された意見を機にして、それを再度
確認しながら協定を結ぶかどうかというところが、開発担当のところではされています。そ
ういったプロセスの中で、より地域の方のご納得いただく形にもっていくというプロセス
があります。

大澤委員　そうした場合に、事業者はとにかくやりたいんで、市にうまいこと言って協定を結びたい
という話をもってくるのですが、先ほどから聞いていたら、地元がそんなに早く納得し
て、いいよと言っているようにはとれないんですが、その辺は市としても協定を結ぶとき
に本当に地元に行ってこれは確かですかと確認されるんですか。

事務局長　まちづくり条例の中に事業説明等の報告等の調書という様式があつて、その中に何月の
何日にどなたにご説明に伺ったと、その先に出された意見要望はこういうものがありま
す。こういったものはどうやって解決するところを、きちんと事業者と協議をしま
しながら進めていくというものになりますので、地域の合意というものが全て自治会から同意
書がでなくてはいけないとかいうまちづくり条例の仕組みにはなっていないので、そこ
にある程度、隣接者同意とか地域に住んでいる方に説明した上で、例えば説明会をやられ
れば、説明会の中で説明をして意見を聴取するといったやり方があるかと思うのですが、個
別のご意見というのは、この調書の中でしっかり対処していくということになります。直
接の担当は開発担当になりますので、流的にはそういうやり方でやっていくことにな
ります。

大澤委員　農業委員さんの話を聞いていると、なかなか同意をしているととれないのですが、業者
の方は、話し合いをした形で書類をあげてきてしまえば、通ってしまうような気がして
しまうけれども、そうした場合地元としては、このことが分かったということで農業委員
さんから、ちょっと皆さん地元で反対で市の方へ反対意見を出そうよというのが出て
きたら、また農業委員さんとか地元でそういう話をしていいのか、準公務員として守
秘義務があるんですが、こうなっていることがいいのかという話を農業委員として
地元へ話してもいいのですか。

事務局　先ほどお話ししたように、地元の声を地元から、今のことで言えば、建築指導課の窓口の
方へと、現場確認のときにも委員さんたちから、いろいろそういう意見を私はいただ
いたので、それは自治会長さんを通してとか、地元の声は地元から上げていただか
ないと、市の方には届かないですよということをお話ししたのですが、現地確認から
戻って建築指導課に確認したら、自治会長の了解はとれていますということでしたの
で、あらためて意見がまだ集約されていないということから、地元の方から活動をお
こしてもらわないとなかなか難しいと思います。もう同意はとれている扱いになっ
ていますので、説明会を開けとかいった地元への説明会の仕方までは、市は業者
には指導しません。それは地元から自治会委員を全員集めてくれとか、そうい
う要望が出てくれば、自治会からこういう要望があったので、自治会委員を全
員集めて説明会を開けということとは言えるんですが、市から説

明の方法まで指定はしていないので、要望は地元から挙げないと難しいと思うので、副会長がおっしゃられたみたいに地元から声を挙げていただければと思います。

大澤委員 ということは、若尾委員は、地元へ行って、このまま進んでしまうので、ちゃんと対処する必要があるなら、早くみんなで意見を出さなくてはいけないですよ、自治会を通じて、もう一度意見を出そうという働きかけをしてもいいということですか。

事務局 はい、勿論それはいいです。それは、他の開発事業においても、そういうやり方はしているのです。

若尾委員 ただ、私たち農業委員として、農業のできる環境づくりが大切だと思います。

だからこの狭い道路へ大型の10トントラックが出入りするようなところでは、私たちは安心して農業ができないのではないかとということで、いろいろ審議していただきたいなと思っていろいろお話をしたんですけれども。

事務局 若尾委員が、現地確認の報告でお話していただいた件は全て伝えます。そして今おっしゃられた農業を安心してできないという意見も農業委員会総会で出た意見として全て伝えます。

大澤委員 私が今、一番びっくりしたのは、地元の自治会はOKとして書類を出しているというので、そういうのが出てると地元はいいと言っているという話になって、市は弱い立場になるので、本当でしょうけれども、まずは同意している区長さんか自治会長さんか、その辺しっかり確認されて農業としてやっていくのに、そんな簡単に条件なしで同意してもらっては困るということで、こういう条件を付けてくれと、農家の方が優先して車を止めていても何度もクラクションを鳴らさないようにとか排水の問題もあるかと思うので、そういう条件をしっかりと整えて、それで自治会も了承してくれという形で一度言われたらどうかと、私は思うのですが。

若尾委員 今までの経過を見ていると、来るものは拒まずということで坂戸は発展してきましたので、そんなような感じで簡単にハンコを押して終わりかなと。いざ建築の段階になると、いろいろ意見を言うのが、今までの流れかなと思っているのですが。まだ、これから形になるまでに、具体的なものが分からないのではと思うのですが。

小林委員 単純な質問ですが、議案を見ますと第47号が許可について、第48号、第49号が意見について、第50号が決定について、第51号が意見についてとなっていますけれども、ここでは意見を言うだけでいいのか、可否を出さなければいけないのか、どういう違いがあるのか。

事務局 委員からお尋ねのありました許可、意見ですけれども、農地法の3条は、農業委員会が許可をする。他の4条や5条については許可を出す権限は市長となりますので、農業委員会から進達という形で市長へ送ります。言い方としては、意見ということになります。

議長 その他ご意見ありませんか。

【意見なしの声多数】

議長 それでは、今の受付番号7番については、条件付きということで建築指導課、或いはまちづくり条例、或いは自治会、或いは土地改良区の同意があれば、こちらも同時同意をするということで、市に進達するというものでいいですか。

【異議なしの声多数】

議 長 それでは、受付番号1番から4番、6番及び8番から12番、そして7番は条件付きということで、当委員会として許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、日程第4、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、受付番号1番から4番、6番及び8番から12番、当委員会としてこれを許可相当として、そして7番におきましては、まちづくり条例とか自治会とか、土地改良区とか、関係者の同時同意とともに当委員会も同意ということとする条件付きで、市に進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について議題といたします。

なお、この受付番号4番の案件は、推進委員7番の鈴木好則委員が当事者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わることができません。

そこで、最初に受付番号4番を議題としますので、推進委員7番鈴木好則委員の退席を求めます。

【鈴木好則推進委員 退席】

【委員退席を確認後】

議 長 それでは、受付番号4番について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、個々の案件の説明に先立ち、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地集積計画に対する決定について説明をします。

農業経営基盤強化促進法では、意欲ある農業者に対する農用地の利用集積等を講ずることとしており、農地集積を促進するため、農地法の特例として主に利用権設定等促進事業を行っています。

総会では、市長より協議のあった農地について審議を行い、承認するか否かを市長に報告するものです。

なお、先ほど日程第2、農地法第3条の許可をいただいた案件ですけれども、可児市においては下限面積が定められており、兼山以外の地域では3,000㎡以上、兼山では2,000㎡以上となっています。しかし、この農業経営基盤強化促進法においては、この下限面積の適用から外れます。面積要件がありませんので、兼山地区以外の可児市内で所有または借地農地が3,000㎡未満であっても利用できることとなります。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

受付番号4番は、美濃加茂市の方と羽崎の方との間の使用貸借権の再設定です。

久々利地内の該当農地について、令和4年9月までの2年間利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りをいたします。

日程第5、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号4番については、これを承認し、市長に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第5、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、受付番号4については、これを承認し、市長に報告することに決しました。

それでは、鈴木好則推進委員の議事参加を認めます。

【鈴木好則推進委員 着席】

議長 引き続き、日程第5、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、受付番号1から3番及び5番、6番を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定は、先ほどのご審議いただきました案件を含め農地中間管理権を取得しての使用貸借権が3件と使用貸借が3件の計6件です。

受付番号1番から3番までは、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。

大森の方外2名と岐阜市の法人との間での使用貸借権の新規設定です。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

すべての該当農地について、令和2年11月1日から令和12年10月31日まで農地中間管理権を取得し、10年間利用集積を図るものです。

この農地中間管理権というのは、直接権利を設定した者が耕作するというものでなく、この次の議案51号のところで説明させていただきますが、その配分計画の中で、担い手の方に集約させるための中間管理権となっています。

次に、受付番号5番と6番は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。

瀬田の方外1名と御嵩町の方との間での使用貸借権の再設定です。

いずれも、瀬田地内の該当農地について、令和7年9月までの5年間利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第5、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、受付番号1番から3番及び5番、6番については、これを承認し市長に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第5、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、受付番号1番から3番及び5番、

6番については、これを承認し市長に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第51号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農地利用配分計画案に対する意見について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第51号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。

まず、この事業に対する説明をさせていただきます。先ほどご審議いただきました農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画では、ご承認をいただき市長へ報告することに決しましたが、この農地中間管理機構事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農用地利用配分計画案に対する意見については、農地利用集積計画の中で、先ほど農地中間管理権と申し上げましたが、この農地中間管理権を取得することを決した農地を、担い手に配分する農用地利用配分計画案についてご審議いただくものです。審議の結果を市長に報告することになっています。

先ほどの受付番号1番から3番までが対象となる農地です。

本日お配りした別葉の議案第51号をご覧ください。

受付番号1番から3番の6筆について、大森に事務所がある農地所有適格法人に対し、いずれも使用貸借権を新規設定し、利用配分する計画案となっています。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

全ての該当農地について令和2年11月1日から令和12年10月31日までの10年間利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第6、議案第51号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見についての意見は、なしとして市長に報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第6、議案第51号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見については、意見なしとして市長に報告します。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の8月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。

8月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

次に農地の形状変更、水田の畑地変更及び畑の盛土、切土の8月受理分についてです。

別添資料2をご覧ください。

8月は、羽崎地内において1件の畑地転換の届出がありました。

続きまして、8月中旬に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

今回は、9件の相続に伴う届出があり、田は14筆、面積12,036.00㎡、畑は43筆、面積16,116.00㎡で、田と畑の合計は57筆で、面積は28,152.00㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は9月29日の火曜日を予定しています。

また、令和2年第11回農業委員会総会は、10月2日金曜日に午後1時30分から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

最後になりますが、別添資料3をご覧ください。

農業委員会事務局の職員体制等について説明します。

資料のとおり、事務局長以下6名となっています。

7月20日の総会のときに自己紹介させていただきましたが、口頭で名前等を紹介しただけでしたので、今回あらためて書面を配付させていただきましたのでよろしくお願ひします。

議長

これもちまして、令和2年第10回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。